

## 別表六（十一）の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に記載します。

- (1) 青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和5年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和5年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が他の事業年度（同項第2号に規定する他の事業年度をいいます。（3）において同じです。）において同条第1項又は令和5年旧措置法第42条の4第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）
- (2) 青色申告書を提出する法人（措置法第42条の4第8項第3号の通算法人を除きます。）が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する次に掲げる事業年度においてそれぞれ次に定める規定の適用を受ける場合  
イ 措置法第42条の4第5項各号又は第6項各号に

掲げる事業年度 同条第4項

- ロ 令和5年旧措置法第42条の4第5項各号又は第6項第1号若しくは第2号に掲げる事業年度 同条第4項
- (3) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人が次に掲げる事業年度においてそれぞれ次に定める規定の適用を受ける場合（同号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度において当該規定の適用を受ける場合を含みます。）  
イ 措置法第42条の4第8項第8号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第9号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度 同条第4項  
ロ 令和5年旧措置法第42条の4第8項第8号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第9号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度 同条第4項